

令和5年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和5年7月11日（火）午後6時00分～午後8時00分

場 所：cocobunji プラザ リオンホール

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長） （識見を有する者）
小堺 幸恵（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）
阿部 陽一郎 （市内の障害者団体の代表者）
大谷 祐人 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
藤田 典男 （障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
下村 裕子 （特別支援学校の教員）
天野 徹 （民生委員の代表者）
増田 径子 （識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【事務局】

福祉部長（玉井）
福祉部 障害福祉課長（宮外）
子ども家庭部 子ども発達支援担当課長（前田）
教育部 学校教育担当課長（關）
福祉部 障害者福祉課計画係長（伊藤）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課計画係員（米澤）
福祉部 障害福祉課計画係員（吉岡）

【当日欠席】

松本 晴久 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）

【次第】

1 開会

2 審議事項

- 1) 国分寺市障害者計画, 国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理, 評価等に関すること(諮問第2号)について
- 2) 「第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)」, 「第7期国分寺市障害福祉計画」, 「第3期国分寺市障害児福祉計画」の策定に関すること(諮問第1号)について

4 その他

5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

【資料1】国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿

【資料2】国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書令和4年度

【資料3】国分寺市障害者計画実施計画施策評価票令和4年度

【資料4】国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価報告書令和4年度

【資料5】第4次障害者計画実施計画(後期)重点事業一覧(案)・重点事業一覧(案)新規

【資料6】第4次障害者計画実施計画(後期)重点事業毎の令和8年度目標値・指標(案)新旧比較

【資料7】第4次障害者計画実施計画(後期)施策の展開(案)

【資料8】「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

【資料9】第7期国分寺市障害福祉計画・第3期国分寺市障害児福祉計画(案)

◆当日配布

- ・席次表
- ・令和5年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会会議録確定版
- ・令和4年度計画の進行管理, 評価等に関する答申書
- ・市民福祉講座のチラシ
- ・令和5年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会の開催通知

【開会】

大塚会長： みなさんこんばんは。それでは、令和5年度の第2回国分寺市障害者施策推進協議会を始めます。今日は盛沢山なので時間の整理に努めたいと思いますのでご協力をお願いします。それではまず会議成立及び配布資料の説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議につきましては過半数の出席をもって成立いたします。本日は、8名の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料は、令和5年度 第2回国分寺市障害者施策推進協議会次第。資料1 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿。資料2 国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書令和4年度。資料3 国分寺市障害者計画実施計画施策評価票令和4年度。資料4 国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価報告書令和4年度。資料5 第4次障害者計画実施計画（後期）重点事業一覧（案）・重点事業一覧（案）新規。資料6 第4次障害者計画実施計画（後期）重点事業毎の令和8年度目標値・指標（案）新旧比較。資料7 第4次障害者計画実施計画（後期）施策の展開（案）。資料8 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要。資料9 第7期国分寺市障害福祉計画・第3期国分寺市障害児福祉計画（案）です。

それから、本日机上に配付させていただいた資料が席次表、5月19日に開催いたしました第1回障害者施策推進協議会会議録確定版、令和4年度の計画の進行管理、評価等に関する答申書、また検討中となっております資料3 国分寺市障害者計画実施計画施策評価票令和4年度の差替え版、8月19日開催の市民福祉講座のチラシ、次回の施策推進協議会の開催通知、の以上となります。また、参考資料として、現行計画の冊子を机上配付しております。なお、計画の冊子は本日の会議終了後、机の上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

お配りした資料は以上でございます。全てお手元にありますか。

大谷委員： はい。質問です。資料を持って帰ってはいけない理由は何ですか。

事務局： 資料はお持ち帰りいただいて大丈夫です。現行計画の冊子のみお持ち帰りをご遠慮ください。

大谷委員： その理由は何かあるのでしょうか。何の理由ですか。

事務局： 現行計画の冊子については、既に委員にお渡ししています。

大谷委員： 私はもらっていません。

事務局： それではお持ち帰りいただいて構いません。

事務局： では続きまして、協議会の進行上の注意点等につきまして説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきますのでご了承ください。ご発言の際には、挙手していただきまして、会長の指名がありましたら、事務局にてマイクをお渡しいたしますので、初めにお名前を言っていただいてからご発言をしていただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

大塚会長： ありがとうございます。それでは、協議会資料次第に沿って進めていきたいと思えます。次第2は、審議事項です。審議事項は2つあります。その1番目です。国分寺市障害者計画・国分寺市障害者福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関すること（諮問第2号）です。これに関しまして、事務局より説明をお願いします。

事務局： 事務局でございます。審議事項1につきましては、国分寺市障害者計画実施計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の令和4年度の実績評価についてご意見いただき、次回の本協議会にて事務局より計画の進行管理評価等に関する答申書案をお示しする予定でございます。なお本日昨年度の答申書を参考までに机上配布させていただきました。次回8月の本協議会では、このイメージの答申書案をお示したいと考えているところでございます。なお、3つの計画の名称が非常に似通っているため、「国分寺市障害者計画実施計画」につきましては、この後「実施計画」と省略させていただきます、「国分寺市障害福祉計画」は「福祉計画」、「国分寺市障害児福祉計画」については、「障害児福祉計画」と呼ばせていただきたいと思えます。

大谷委員： 答申書というのはそもそもどういう意味なんですか。

天野委員： 諮問に対するこの委員会の「答え」ということです。

大塚会長： それでは続けてください。お願いします。

事務局： では、計画の施策の体系の確認ということで現行計画の冊子の19ページをご覧ください。障害者計画は「だれもがお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」という基本理念の下、基本目標を5つ定めさせていただいております。1つ目が「自分らしい暮らしへの支援体制づくり」、2つ目が「自分らしい社会参加や学びへの支援」、3つ目が「自分らしい働きかたへの支援」4つ目が「共に生きる地域社会づくり」5つ目が「自立を支援する人づくり」となっております。

大塚会長： 質問受け付けます。大谷委員。

大谷委員： おおまかにそれぞれのタイトルの違いがわからないんですよ。どういう違いがありますか。区別をどうやってつけているのですか。

大塚会長： 目標ごとにとということで自分らしいという言葉は枕詞で共通ですが、基本目標の1は支援体制づくりということに関して書かれているということでもあります。基本目標2は社会参加や学びの支援ということで具体的には教育文化支援芸術活動スポーツということで様々な内容があると。それから基本目標3は働き方、働くということに関するいろいろなご意見をまとめている。あとは4番。共に生きる地域社会づくりこれについては情報アクセシビリティということでもまとめているということです。

事務局： 5つの基本目標からそれぞれの分野や施策の方向に分かれており、実施計画の重点事業がぶら下がる体系となっております。「実施計画」に設定している重点事業と「福祉計画」及び「障害児福祉計画」の成果指標、活動指標、見込量に対する実績につきまして、本協議会で評価をいただいております。

「実施計画」、「福祉計画」及び「障害児福祉計画」につきましては、令和3年度から令和5年度まで3か年の計画期間となっております。本日配布した資料2の「進捗状況評価報告書」の表紙の1枚めくっていただいた裏面の1ページに評価の視点を記載しております。令和

3年度と令和4年度につきましては、令和5年度の目標値に向けた進捗状況評価としております。「A」が「目標どおり進行している」、「B」が「やや取組が遅れている」、「C」が「大幅に取組が遅れている」の3段階で評価し、最終年度である令和5年度は3か年の達成状況を踏まえ、「A」が「目標以上に達成した」、「B」が「おおむね達成した」、「C」が「目標を下回った」、「D」が「実施しなかった」の4段階で評価する形式としております。

2ページからは令和4年度の実績となっております。各分野、施策の方向ごとに重点事業の実績をまとめております。表の左から「事業名」、「事業内容」、「指標」、「各年度の実績値」、「令和5年度目標値」、「進捗状況評価」、「進捗状況評価に関する補足」、事業の「担当課」となっております。各担当課から提出された評価を事務局でとりまとめ、必要に応じ各担当にヒアリング等を踏まえて作成しております。

続いて資料3です。資料3につきましては、本日机上配布させていただきましたものをご覧いただくようお願いいたします。こちらは、「実施計画」の分野ごとに「施策評価票」を設けることで、事業の実施状況と分野の方向性に対する進捗状況を総合的に評価いたしまして、計画の基本理念、基本目標達成のための施策の進捗評価をしていく形としております。「施策評価票」は答申に直結していくものと考えますので、本日委員の皆様におかれましては特にこちらの内容について、資料3の記載のとおりの評価としてよろしいか、ご意見をいただければと思っております。

続きまして資料の4。「福祉計画」及び「障害児福祉計画」の進捗状況報告書となっております。表紙の裏面1ページに評価の視点が記載されておりますが、こちらは資料3の実施計画の評価内容となってきております。続きまして2ページから4ページが成果目標評価票となっております。成果指標の各年度の実績及び令和5年度目標値と活動指標の各年度の見込量及び実績をお示ししています。5ページの「障害福祉サービス等の実績」と6ページの「地域生活支援事業の実績」につきましても、各年度の見込量及び実績値をお示ししております。

では、「実施計画」の令和4年度の実績からご説明させていただきたいと思っております。「実施計画」の評価につきましては、本日机上配布させていただきました資料3の実施計画施策評価票を基にご報告させていただきまして、その根拠となる資料2の実施計画進捗状況評価報告書の状況と比較しながら進捗状況評価の根拠をご報告させていただきたいと思っております。

それでは資料3の2ページをご覧ください。

大谷委員：（挙手）

大塚会長： 私が質問はどうですかといったときに挙手していただかないと。意見を求めるときにちゃんと意見を言うていただければと思います。

大谷委員： え。じゃあ異議は唱えるなということですか。

大塚会長： 事務局が説明しているときに一つ一つの事柄について質問されるとそこで会議が止まってしまう。

大谷委員： また近いうちに会議やればいいじゃないですか。我々は意見を言うためにいるんじゃないですか。

天野委員： 説明はなしで意見を言いたいということですか。まず説明を聞きましょう。

阿部委員： まず説明を聞きましょう。会長の進行に従いましょう。

大塚会長： できれば私会長なので、指示に従っていただきたいと思います。あなたの意見は後ほど聞きます。会議とはそういうものだと思っています。今議題になっている障害者計画・障害福祉計画についてみんなで意見を出し合おうと、まずは事務局から説明をいただいて、それについて皆さんで意見を出し合って建設的な意見をまとめていく、そういう場だと思っているので、是非従っていただきたいと思います。

大谷委員： 今は会議のルールを決める場所なんですか。

事務局： 会議のルールと言いますか、市としては、会長に進行をお願いしていますので流れとして事務局から説明をした後にまとめてご意見をいただきたいと思っています。後ほど、まとめてご意見を徴取する場があるのですが、一旦事務局の説明をきいていただきたいと思っています。ルールを決めるという場ではないです。

大塚会長： よろしくをお願いします。

事務局： 説明を続けさせていただきます。資料3の2ページをご覧ください。基本目標の1自分らしい暮らしへの支援体制づくり分野1生活支援の進捗状況評価につきましては、A「目標どおり進行している」としております。この部分の根拠となる資料2におきましては、2ページ施策の方向（1）相談支援体制の充実、事業番号2の指定特定相談支援事業の体制整備では、相談支援専門員を確保することが課題となっており、評価をBとしていることが、次の7ページの事務事業子どもの発達相談について令和4年度は前年度と比べると相談件数は少し減っており、評価をBとしていること、少し飛びまして5ページとなりますが、5ページの施策の方向（3）サービスの質の向上、事業番号1障害福祉サービス等指導検査事業につきましては、ここ数年はコロナ禍により予定通りには検査は実施できない状況が続いていることからBとしており、これら今の重点事業3事業においてはB評価としておりますが、分野1に係るそれ以外の重点事業の8事業につきましては、おおむね目標通りのため、進捗状況はAとしていたるところでございます。なお、A評価とはしておりますが、相談支援専門員の確保や相談支援専門員の負担軽減が課題となっているため、次年度以降も引き続き基幹相談支援センターを中心に取組を進めていく必要がある旨をこの資料3の2の説明の最後の部分に記載をさせていただいているところでございます。

続きまして資料3の3ページをご覧ください。基本目標1自分らしい暮らしへの支援体制づくり分野（2）保健・医療の進捗状況評価といたしましては、目標どおり進行しているとしております。こちらの資料2の根拠につきましては、6ページの施策の方向（1）障害の早期発見・早期支援の重点事業3及び7ページの施策の方向（2）障害のある人の健康の維持増進の重点事業3事業の合計6事業について概ね目標どおり進行しておりますので、評価をAとしているところでございます。

続きまして資料3の4ページについてですが、こちらの進捗状況評価といたしましては、目標どおり進行しているとしております。こちら資料2の9ページの施策の方向（2）生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進の事業番号2コンサート等の文化芸術活動支援では、支援予定の事業の未実施に伴い評価をBとしているところですが、それ以外の重点目標3事業とその前のページの重点事業5事業はおおむね目標値どおり達成しているため、評価をAとさせていただきます。

続きまして資料3の5ページをご覧ください。基本目標3自分らしい働き方への支援、分野1雇用就労の進捗状況評価といたしましてはA目標どおり進行しているとしております。こちらの根拠資料2においては10ページの重点事業3事業及び11ページの重点事業2事業の合計5つの重点事業について実績がすべて目標どおり進行しているため、評価をAとしているところでございます。

続きまして資料3の6ページをご覧ください。基本目標4共に生きる地域社会づくり分野1情報アクセシビリティの進捗状況評価につきましてもA目標どおり進行しているとしております。資料2につきましては、12ページの施策の方向(1)情報提供体制の充実の重点事業の2事業及び13ページの(2)意思疎通支援の充実の2事業いずれの事業もコロナ禍において事業の実施が難しい状況だったなかで目標を達成したため、評価をAとしております。

続きまして資料3の7ページをご覧ください。基本目標4共に生きる地域社会づくり分野2生活環境の進捗状況といたしましてはこちらもA目標どおり進行しているとしております。資料2においては14ページの重点事業3事業のうち実績全て目標どおり進捗しているため、評価をAとしているところでございます。

続きまして資料3の8ページをご覧ください。基本目標4共に生きる地域社会づくり分野の3安全・安心の進捗状況といたしましては、こちらBやや取組が遅れているというところですが、こちら資料2におきましては、15ページとなります。施策の方向(1)防災対策の推進、事業番号1避難行動支援者の支援につきましては避難行動要支援者の登録者数が減少したこと、事業番号2防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業につきましては、推進地区を目指している自治会は存在しているものの、準備中にとどまり、目標に達することができなかったこと。事業番号3震災総合防災訓練事業につきましては、会場参加型の防災訓練は実施されたものの、目標値には至らなかったこと。事業番号4災害時個別支援計画の策定につきましては、B評価ではございますが、在宅人工呼吸器使用の方の災害時の個別支援計画について、対象者を全て把握し、毎年更新を行っている状況でございます。

続きまして16ページをご覧ください。施策の方向(2)防犯対策の推進につきましては2つの重点事業の実績が全て目標どおり進行しております。以上の状況を勘案いたしまして、進捗状況評価といたしましてはBやや取組が遅れているとしているところでございます。

続きまして資料3の9ページ。基本目標4共に生きる地域社会づくり分野4差別の解消及び権利擁護の推進の進捗状況といたしましては、A目標どおり進行しているとしております。資料2においては17ページの重点事業2事業及び18ページの重点事業2事業いずれの事業の実績もすべて目標どおり進行しているとしているため、評価をAにしているところでございます。

続きまして最後になります。資料3の10ページをご覧ください。基本目標5自立を支援する人づくり分野1人材の養成と確保の進捗状況といたしましては、A目標どおり進行しているとしております。資料2においては、19ページ施策の方向(1)障害理解・病氣理解の促進、重点事業2事業及び20ページの重点事業2事業21ページの重点事業2事業いずれも全て目標どおり進行しているため、評価をAとしているところでございます。

ここまでが実施計画の進捗状況評価となりまして、続きまして、福祉計画と障害児計画の進

捗状況評価についてとなります。

引き続き、福祉計画と障害児福祉計画の進捗状況評価についてご説明させていただければと思います。資料4をご用意ください。資料4の福祉計画と障害児福祉計画の進捗状況評価報告につきましては事業推進係長と生活支援係長からご説明させていただきたいと思います。

それでは資料4を1枚おめくりください。1ページ目からが成果目標評価票となっております。成果目標を7つ設定しております。

まず、1点目「福祉施設の入所者の地域生活への移行」でございます。

施設入所者数につきましては、令和5年度末時点で80人を超えないことを目標数値として設定しております。令和4年度は2人減って実績は70人であり、こちらは既に目標を達成しております。一方、地域生活への移行者数につきましては、令和5年度末までの3年間で合計5人が移行することを目標数値と設定しておりますが、令和4年度の実績は無く、令和3年度と合わせましても、1人の実績にとどまっていることから、評価はB「やや取組が遅れている」といたしました。

続きまして、2点目「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。こちらは令和元年度に地域自立支援協議会の専門部会である精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場として既に位置付けており、年4回開催いたしました。加えて、令和4年度には作業部会を開始し、近隣の精神科病院と連携を図るなど、月1回以上活発に活動しております。また、設定している5つの活動指標の見込量のうち4つを達成しております。以上のことから評価は、A「目標どおりに進行している」といたしました。

次に3点目「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」でございます。令和4年度は「体験の機会・場の活用・充実」を重点テーマとして、ショートステイより長い期間で一人暮らしの体験ができるミドルステイの実施に向けた検討や事業者が体験利用の報酬を請求しやすくなる取組などを行いました。また、地域自立支援協議会において、運用状況の検証および検討を年1回行いました。このように地域生活支援拠点等が整備され、その機能の強化・充実が進んでいることから、評価はA「目標どおりに進行している」といたしました。

続いて、4点目「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。成果指標については、令和3年度がコロナ禍における経済活動再開で一般就労への移行者が大幅に増えていた反動で令和4年度は前年度より減少しましたが、令和5年度の目標数値の達成に向けて、順調に推移していると考えます。一方、令和4年度に就労移行支援事業所が2か所市内に新規開設されましたが、就労定着支援事業所が市内に無い状況が続いており、定着支援の利用率が低い状況となっていることから、評価はB「やや取組が遅れている」といたしました。現在、就労定着支援事業所開設に向けて事業者と連携を図っております。

次に5点目「障害児支援の提供体制の整備等」でございます。保育所等訪問支援を提供する事業所や主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が既に開設されており、医療的ケア児支援の協議の場も設置2年目となりました。主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置については、令和4年度に設置に向けた協議を進め、本年5月に新規開設されました。以上のことから評価はA「目標どおりに進行している」といたしました。

続いて、6点目「相談支援体制の充実・強化等」でございます。地域生活支援拠点に位置付

けられている相談支援事業所が、支援困難事例等の課題検討を通じて情報共有を行い、課題解決に向けて関係機関で連携して取り組んでおります。また、活動指標についても、基幹相談支援センターが専門家を外部から招いてのコンサルテーションや相談支援専門員を対象とした数多くの研修を実施し、総合的・専門的な相談支援を実施できる相談支援の強化が引き続き図られています。以上のことから評価はA「目標通りに進行している」といたしました。

最後に7点目「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」でございます。令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、指導検査が一部未実施となっておりますが、令和4年度は年度後半から通常通り指導検査を実施しており、集団指導はオンラインにて実施いたしました。また、都が実施する研修に見込量以上に参加することができました。以上のことから、評価はA「目標通り進行している」といたしました。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。「障害福祉サービス等の実績」について、要点を絞ってご説明させていただきます。こちらの実績は、都の実績に合わせまして、各年度の3月提供分の利用実績となっております。

訪問系サービスにつきましては、同行援護及び行動援護が外出を伴うサービスということで、新型コロナウイルスの影響を受けていましたが、利用が回復してきており、特に行動援護については、コロナ禍前の実績を上回りました。

日中活動系サービスにつきましては、令和3年度は増加してきた利用者が横ばいとなる傾向がありましたが、令和4年度は生活介護・自立訓練・就労継続支援B型の増加が顕著となりました。これは、市内及び近隣市での事業所開設により利用に繋がったことや利用者の高齢化や障害の重度化によるものと考えられます。

短期入所につきましては、引き続き利用が低迷しており、多少回復したものの、新型コロナウイルスの影響が続いております。共同生活援助につきましては、新規のグループホームの開設が続き、施設が順調に増えていることから、利用者が引き続き大幅に増えております。

続いて、障害児のサービスでございます。

児童発達支援・放課後等デイサービスともに利用者数が引き続き大幅に増えております。増えた理由としては、障害への理解や近隣市での新規事業所の開設が進んだことが挙げられます。

以上が、障害福祉サービス等の実績の説明となります。

続きまして、地域生活支援事業の実績についてご説明いたします。

まず、「理解促進研修・啓発事業」でございます。こちら、継続して「実施」ですけれども、令和2年度令和3年度は新型コロナウイルスによって中止をされていたイベントが令和4年度久しぶりに開催をすることができました。「相談支援事業」につきましては、こちらの実績のとおりでございます。「成年後見制度利用支援事業」につきましてはおひとり報酬助成を行っております。「意思疎通支援事業」につきましては、手話通訳者・要点筆記者派遣事業についてはやはり新型コロナウイルス感染拡大以前のレベルからは戻らないものの、令和3年度と比べますと、市全体の事業の実施が増えて庁内設置の手話通訳が増になった影響もありまして昨年度に比べて件数が増えております。指文字通訳者派遣事業につきましては、こちらの数値でございます。「日常生活用具給付等事業」につきましては、こちらのとおりでございます。

特に大きな変動ということはないまま推移をしているというところでございます。「手話奉仕員養成研修事業」ですけれども、こちら令和4年度81人の修了者を達成することができました。こちら令和2年度に中止になり、令和3年度は補講を開催するというものでしたので、令和4年度久しぶりに1年間通して研修事業を開催することができました。「移動支援事業」につきましては、やはりコロナ前のレベルからは戻らない状況が続いております。「地域活動支援センター事業」については、こちらの記載のとおりでございます。続いて任意事業の「日中一時支援事業」ですけれども、コロナ前のレベルからは戻らない状態で令和4年度も推移しています。「訪問入浴サービス事業」については利用者微増という状況でございます。「自動車運転免許取得・改造助成事業」については、件数としてはもともと少ないものですが、令和4年度1人運転免許の助成の実績がございました。「点字・声の広報発行事業」もこちらのとおりでございます。「スポーツ・レクリエーション事業」につきましてもこちら令和2年度令和3年度コロナで実施ができない状態だったので、令和4年度久しぶりに開催をいたしました。説明は以上でございます。

大塚会長： 事務局の説明は終わりでしょうか。どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明についてのご質問、あるいはご意見を頂きたいと思っております。天野委員お伺いいたします。

天野委員： 3つ意見があるのですが、1点目は、評価票の評価基準というか、評価の数値についてのことなので、これは計画の時にその他の意見と合わせて発言します。

2点目は、教育文化芸術活動のスポーツ等のところで、「児童発達支援センターの設置に合わせて、ほかの外来グループの利用が減っているので、そのあり方について検討していく必要がある」と書いてあるのですが、これは非常に重要なことであると思ったのですが、評価票のほうを読むと全くその記述が消えております。やっぱりそこは加えていただいたほうがいいのではないかとということが1点です。

3点目は単なる疑問なのですが、20ページのところに、ボランティア養成講座のお話があって、講座申し込み者17人中4回全てに参加した者は3人と連続講座の難しさが課題と書いてあるのですが、4回全てに参加した3人以外の14人というのは、途中でやめてしまったという意味なのか、たまたま都合があって4回全てには出られなかったという意味なのかどちらなのでしょう。以上です。

大塚会長： ありがとうございます。1番については後ほどということなので2番と3番について事務局よりご意見はありますか。

事務局： 2番目の子ども発達支援センターつくしんぼの件でございますが、次回答申案をお示しするのですが、事務局で反映できるかどうか検討させていただきたいと思っております。

事務局： ボランティア養成講座につきましては、4回全て参加するというを必須にしているわけではありません。こちらは土日に、ある程度短期間で集中して開催したということもありまして、なかなか全ての日程にご都合がつかない方がいらっしゃるもので、もう参加しなくなったというわけではなくて、参加したり参加しなかったりという形で可能な限り出席していただいたという形になります。

大塚会長： 2番については検討を加えるということでよろしく申し上げます。大谷委員どうぞ。

大谷委員：今の部分はできてないってことですよね。お答えください。

事務局：3番について、元々ボランティア養成講座というものが、全部で4回あったのですが、全ての講座に出席するということが自体を要件にしていたわけではなく、4回のうちご自身が、都合がつく限りで参加していただくという形なので、目標が達成できなかったというものではございません。

大谷委員：その講座自体は、できなかったということですか。

事務局：講座は4回やっていて、その4回の内どれに出席するかというのは、講座を受講した方の自由だったので、特に全部受講できなかったからその講座がうまくいかなかったというわけはありませんということです。

大谷委員：欠席の理由とかあるのではないですか。

大塚会長：それについては個人の理由なので何とも言えないと思います。

事務局：そこは欠席した方に理由を聞いているわけではありません。ただ、ボランティア養成講座については、今年度も実施する予定にはなっていますので、令和4年度のときの参加者が少なかった部分については、分析のほうをさせていただいて、今年度はまた工夫した形で開催日程を組めるように検討を進めておりますので、大谷委員がおっしゃったところに関しては参考にさせていただいて、今年度の実施に活かしていきたいと思います。

大塚会長：なるべくボランティア養成講座に出ていただくということを方向性として、今後の計画の中に活かしていくということだと思います。阿部委員どうぞ。

阿部委員：今の説明に矛盾があると思うのですが、連続講座の難しさが課題という風に書いているということは、4回とも講座の内容違うのですよね。

事務局：内容は異なります。

阿部委員：だから基本的には4回出してもらって1セットできるという構造になっているわけですよね。ボランティア養成講座っていうのはそれで仕事に結びつくわけでもないし、なかなか人は集まりにくい話だと思いますし、それは分かります。けれど、1回でもいいというのは話が違々と思いますし、次はやり方を少し変えてみるとか、4回で1セットではなく1回ずつ同じことをやるというのも手かもしれません。開催したからということで評価するのはおかしいと思うし、進捗状況をAとして片づけるのは少し問題なのではないかなと思います。全般的な話をするとやった回数で評価するということが自体が、少し矛盾があるのではないかなと思います。

前回から引き継いで、相談支援のところも同じことですが、相談支援事業所の数が、何か所あるのかという数ははっきり言って関係ないのですよ。私が知りたいのは実際にどれだけニーズが満たされているかということです。相談支援を受けたいけれども結局セルフプランにせざるを得なかった人がどのくらいいるのか。どれくらいの希望があってそれにどれくらい応えられているのか。そのところがわからないと評価のしようがないのではないかなと思います。

資料2と3の関係についてもよくわかりません。資料2もほとんどAで目標以上に達成したか、たまに概ね達成したがあって、このペースでやっていたら国分寺は素晴らしい都市になると思います。けれども、資料3ではいくつかの分野をひとまとめにしているわけです。平均

Aになってしまいますよね。こんなものを出して、でこぼこありますけれども、大体Aですって言ったらそれ以上進めようがないじゃないですか。それから、資料3も全部まとめたら、平均Aになるに決まっていますよ。そのようなものを作っても意味がないじゃないですか。総合相談窓口を作ったことは評価しますが、相談支援体制についてはいろいろ問題点がある。どうしたらいいのかということを検討していくのがこの会議の仕事だと思いますし、市の計画作りの本芯のところではないかと私は思っています。

大塚会長： はい。ありがとうございます。前回も同じ意見をいただき、確かにこのような目標があって、ここが達成したということになるとこれだけでは不十分だというのは私も感じていて、全国の計画も含めて同じようなものなので、急に変えるということは困難です。しかし、1つの方法論として、これだけできたということだけではなく、このような課題もありましたというような文言が入ることによって、まだ解決できないこともある。このような課題があって、このようなところに取り組まなければならないということを書いたほうが私もいいと思うし、答申書に反映してきたいと思います。ただ、相談支援はここで議論する場ではないと思います。これは自立支援協議会の相談支援部会で議論して、議論の結果がこの場に上がってきてどうしましょうという処理ができるので、ここで相談そのものについてどうあるべきという議論をするのは困難ですし、できません。ということをご了解いただきたいと思います。大谷委員どうぞ。

大谷委員： ボランティア養成講座のことなのですが、4回あるといいましたよね。4回の内容はなんですか。

事務局： 1日目が障害者の現状と関わり方の基本ということで、講師として国立市の公民館の職員の方と障害福祉サービスの事業所の職員から講義を頂いております。2日目はくぬぎ教室に実際に参加してみようというプログラムになっています。3日目が知的障害のある方の世界を体験してみようということで、新宿区の手をつなぐ親の会のキャラバン隊の方に実演とご講演をいただいております。4日目が講座の振り返りと情報交換会ということで学芸大学の先生から講義をいただいたのと実際にボランティアを必要としている方との交流会という内容を実施しております。

大塚会長： ありがとうございます。

事務局： 1つ1つ細かいところが気になってしまうのは、わからなくもないのですが、議事の進行について、大塚会長にお願いしているところもございまして、ある一定のところについては、留め置いた状態で次に進めていただきながら、全体の進行をお願いしたいと思っております。大変恐縮ではございますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

大塚会長： ありがとうございます。私も任されているので、一定の議論はしなければならぬし、より詳しく確認されたいということであれば事務局と打ち合わせていただければいいので、この場については計画をまとめていくということが大きな仕事です。特に阿部委員の前回からの意見の中において、評価を次の計画にどのように活かすかというのが私も気になっていて、少しでもいい計画にするためには、できたことだけではなくて、課題もあったということを書いて、このようなところを解決していきたいという点を答申に反映したいと思っています。よろしいでしょうか。阿部委員どうぞ。

阿部委員： 計画相談のほうは自立支援協議会で議論しているところだと思います。ただ、自立支援協議会で何が話し合われたのかということがこちらに伝わってきていない。そして、こちらで行っていることも自立支援協議会のほうに伝わっていない。だけど、我々のやっているのは計画そのものを作っているわけですから、当然その中には計画相談の話も入ってくるわけで、自立支援協議会でどのような要望が出てきているのか伝わってこないというのはどうかなとは思いますが。

大塚会長： 細かい議論というよりは自立支援協議会の情報を提供してもらって、こうだからこうしましょうということにしましょうか。

事務局： 7月5日に自立支援協議会がございまして、実施計画の今年度の検討状況を自立支援協議会にお伝えしました。後ほど議題2のほうで自立支援協議会から出た主な意見については、ご紹介させていただきたいと思います。

大塚会長： ありがとうございます。そういうことでお願いします。審議事項1についてはこのくらいにして、これは引き続き次回以降も行いますので、その時も含めてご意見を頂くか、どうしても必要だということであれば、意見書を事務局に提出するだとかを通して皆さんの意見を吸収していきたいと思います。続きまして、審議事項2です。「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）」、「第7期国分寺市障害福祉計画」、「第3期国分寺市障害児福祉計画」の策定に関すること（諮問第1号）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 今回の本協議会では、前回お示しできなかった「福祉計画」、「障害児福祉計画」に係る資料についても配布させていただいています。まずは、実施計画に関する資料の説明からさせていただきます。資料5をご覧ください。現計画における「重点事業」の一覧となっております。前回5月の本協議会の後、今一度庁内確認を経まして、「遠隔手話通訳システムの導入」を4-1-(2)③に新規事業として位置づけました。資料5の裏面をご覧ください。上から3つめ「遠隔手話通訳システムの導入」の事業概要といたしましては、「聴覚障害者及び外国人の方々に対する市民サービス向上のため、必要とする来庁者がいつ来庁しても、通訳者が直接対応することができる三者通話型システムの導入について検討を進め、手話及び多言語に係る対応サービスの向上を図ります。」としており、新庁舎建設のタイミングに合わせての導入検討を進めるという事業でございます。

続きまして、資料6「実施計画重点事業毎の令和8年度目標値・指標（案）新旧比較」をご覧ください。実施計画に位置づける事業の令和8年度目標とその指標を示した資料であり、前回5月に開催いたしました本協議会での意見等を踏まえ変更した事業のみをピックアップしております。

1 ページ1-1-1 事業番号②「指定特定相談支援事業の体制整備」について、相談支援に対する現状等について、本協議会で議論がなされました。この部分については「障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携して相談支援専門員の負担軽減や加算報酬の取得などに取り組むとともに、各事業者と事業所運営に係る協議を進めている」旨、相談支援事業所の方ですとか、基幹相談支援センターとも連携して現状取組んでいることを加えています。

令和8年度目標値につきましては、前回の本協議会後、相談支援事業所については、閉鎖予定の事業所があることが判明したため、1事業所減としているところですが、相談支援専門員

数については、本協議会でのご意見を踏まえ、1人増加で上方修正させていただきました。

めくりまして、2ページをご覧ください。2ページ1-1-2事業番号①「障害者地域自立支援協議会の運営」について、こちら「次期障害福祉計画等の策定に向け、障害者地域自立支援協議会と本協議会との連携を密に図る旨」追記させていただいております。こちらは、5月の本協議会において、地域の課題を自立支援協議会で議論いただき、整理を踏まえた上で、障害福祉計画等に反映する仕組みづくりを今後つくっていただきたいとの意見を踏まえ、反映しているところでございます。

3ページ2-1-1事業番号②「児童発達支援センターの設置」については、目標値を「1箇所」から「設置」に修正した内容となります。

4ページ4-1-2事業番号③「遠隔手話通訳システムの導入」については、先ほど資料8でご報告したとおり、このたび新規事業として位置づけた事業となっております。

資料7になります。こちら「実施計画施策の展開（案）」については、前回の本協議会では資料5-2としてお示した実施計画に位置づける重点事業の事業概要や令和8年度目標値、その指標を示した資料となっております。現行計画の21ページからの施策の展開部分にあたる部分の内容としております。

先ほどの審議事項1において、「令和4年度評価等に関する事」をご議論いただきましたが、そこでご報告させていただきました令和4年度の実績も資料に反映し、令和8年度目標値と比較できるようにしています。また、先ほどご説明した新規事業の「遠隔手話通訳システムの導入」等につきましても、資料7に反映しております。

実施計画に関する説明は以上となりまして、前回5月に開催した本協議会において、「地域の課題を自立支援協議会でご議論いただき、障害福祉計画等に反映する仕組みづくりを」とのご意見を頂戴いたしました。両協議会の連携の第一歩といたしまして、実施計画に係る資料につきまして、7月5日（水）の自立支援協議会でご報告させていただきました。自立支援協議会の場で出された主なご意見についてご紹介させていただきたいと思っております。大きく3つございます。

1つ目 相談支援体制の現状の改善について、これは障害福祉サービス事業所だけでなく利用者の立場で障害者団体の方からも双方から意見が出されました。相談支援体制の対象者、事業所及び相談支援専門員の現状や予測値を的確につかむ必要があるというご意見がございました。

2つ目 映像音声を活用したツールの技術進歩が非常に進んでいるので、ICT化をという意見がございました。今回、新規事業として位置づけた遠隔手話通訳システムの導入についても評価の声をいただいております。

3つ目 重度身体障害者対象のグループホームが不足している件についてもご意見頂戴しております。これについては、重度の方の受入れとなる施設の設計の段階から重度の方を考慮した施設を計画する必要があり、運営実績を有する市内の障害福祉サービス事業者が協力してニーズをとらえて、導入していくために、それらを協議する場が必要なのではないかというご意見でございました。

今後も、策定する3計画について本協議会での報告状況を自立支援協議会にも情報提供し、

意見を集約しながら計画策定を進めてまいりたいと思います。

資料8以降は、前回の協議会でお示しできなかった、「福祉計画」及び「障害児福祉計画」に関する資料となります。

資料8「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要という資料をご覧ください。前回5月の協議会の時点では、国の指針が（案）の段階のものしか示されておりませんでした。5月下旬に明らかになりましたので、配布させていただきました。福祉計画と障害児福祉計画につきましては、国が定める基本指針に基づいて、成果目標、サービス見込み量などを各都道府県・市区町村が定めるものとなります。今回、示された基本指針見直しの主な事項が裏面の「3」でございます。これらを踏まえて、次のページの「4」に基づき、7つの成果目標を、さらに次ページの「5」活動指標に基づいて、具体的なサービスの量や目標を位置づけるということになります。

この国の指針を反映したものが資料9となっておりますので、こちらの説明に移らせていただきたいと思います。なお、成果目標の具体的な事例について今後国から追加で示されることもありえますし、また、東京都の計画についてもまだ情報がないことから、資料9の内容として今後変更となる可能性があることを、御承知おきいただいた上で、聞いていただければと思います。

資料9、2ページまでは、先ほどご説明した資料8の関係の福祉計画や障害児福祉計画の基本的な考え方について掲載している内容となっております。具体的に、計画の成果目標と活動指標についてご説明をさせていただきます。3～4ページ（1）「施設入所者の地域生活への移行」については、現行の障害福祉計画同様、地域生活への移行者数と施設入所者数が国の指針として示されており。成果目標として、地域生活への移行者数については、国の指針と同様、令和4年度末の施設入所者数70人の約6%に当たる5人がグループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。施設入所者数については、地域生活へ移行する方がいる一方で、施設入所のニーズも一定数あることから、令和4年度末時点の施設入所者数である70人の5%以上である4人を削減し66人を超えないこととすることを目指します。

続いて5～6ページになります。（2）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、国の基本指針の目標設定が都道府県に対する目標設定であり、市では算出できない数値となっているため、市の成果目標としては、現行の障害福祉計画において位置づけた「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の開催回数を設定させていただき、そこで精神障害のある方が地域で安定した生活を送るための協議を進めさせていただくことを考えております。成果目標として「保健・医療・福祉関係者による協議の場」と位置づけた障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、退院後の精神障害のある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、検討していきます。令和5年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場である精神保健福祉部会は、年に3回の開催とし、作業部会の活動の報告や検討も含め、協議を継続していきます。6ページには、成果目標を達成するための活動指標がございます。見込み量算定は過去の実績等を踏まえ、精神障害のある人が地域生活に移行できる

よう、見込み量を算定いたしました。活動指標の一番下段「精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数」がこのたび活動指標に新設されました。見込み量を15人と設定しております。

続きまして7～8ページ、(3)「地域生活支援の充実」について、国の指針では1つめ、地域生活支援拠点等を整備や機能の充実、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証等と、2つめこちらは新たに示されたものですが、強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備が示されています。成果目標について、引き続き年1回、地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行います。また、新たに成果目標に加わった「強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備すること」については、具体的に国がどのようなことを想定しているのかを把握する必要があるため、現時点においては「検討中」とさせていただいております。活動指標「地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数」についても何ができるかを踏まえ、指標内容を「検討中」とさせていただくとともに、「地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数」については、見込み量を1回としています。

続いて9～10ページ、(4)「福祉施設から一般就労への移行等」について、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所数、就労定着支援事業の利用者数、就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合が指針として示されております。成果目標について、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和8年度に令和3年度実績である28人の1.28倍にあたる36人以上の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上にすること、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の25人の1.4倍に当たる35人以上とすること、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上となることを目標とします。

続いて11～12ページ、(5)「障害児支援の提供体制の整備等」については、国の基本指針では「児童発達支援センターを1カ所設置する」、「障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築」、「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保」とされています。成果目標については、令和6年度の児童発達支援センターの設置に向け、検討を引き続き行っています。また、設置した児童発達支援センターを継続することを令和8年度目標とします。令和8年度保育所等訪問支援事業について、令和元年に市内事業所が開設されたため、引き続き体制を継続し、活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を維持することを目標とします。活動指標については、過去の実績等を踏まえ、見込み量を算定しているところでございます。

続いて13～14ページ。(6)「相談支援体制の充実・強化等」については、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、また、地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが指針として示されております。成果目標については、引き続き令和8年

度末まで、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の拡充を図ります。また、令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施します。活動指標には、最下段の「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの改善」が新たに加えられ、見込み量を継続と設定しています。

15 ページになります。(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、サービスの質の向上を図るための取組について指針として示されています。成果目標としては、令和8年度まで、引き続き障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を継続します。

16 ページからの「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策について」御説明をさせていただきます。16 ページから 19 ページまでは、実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策、それに加えて、20 ページの福祉計画における実績を踏まえ、21 ページの次期福祉計画の見込み量を算出します。見込み量については、現時点では検討中とさせていただいているところでございます。

続いて、22 ページからの障害児支援給付事業について。こちら、24 ページの上段が障害児福祉計画における実績であり、24 ページの下段が次期障害児福祉計画の見込み量となっております。見込み量については、現時点では検討中とさせていただいております。

25 ページ「地域生活支援事業の見込量と確保のための方策」についてですが、25 ページから 28 ページまでが地域生活支援事業の実施に関する考え方や見込み量確保のための方策、事業の説明を掲載させていただいております。こちらの内容等を踏まえ、30 ページの地域生活支援事業の見込み量等を算定することになりますが、現時点では検討中とさせていただいております。

説明は長くなりましたが、事務局からは以上となります。

大塚会長： それでは、審議事項2ですけれども、ご意見やあるいはご質問等があればいただきたいと思えます。

天野委員： 2点あります。先ほどこの後で指標についてコメントすると話ししましたが、個別のことをやると話が長くなりそうなので、マクロに言わせていただきます。私もただ単に数だけが指標というのは間違っていると思います。全部できるとは思えないのでいくつか可能なところだけ、1つは「満足度」という視点。例えば公民館とか図書館は、満足度調査やアンケート調査をしているはずで、そういったものを活用するなどして、満足度という概念を1つ入れる。もう1つは「充足率」という概念。対象と目されている方の何パーセントがそのサービスを受けているのかという形での目標値を入れることが大切だという風に思います。加えてですね、やはり先ほど議論に出たように、こういう課題あるということや文章でいいので、書いておくということが必要なということが1点。あと、1点は個別な話で恐縮なのですが、防災の関連で防災の指標の中に、安否確認の人数や登録者数が多いほどいいというようなことが書かれていますけど、それは本当かなと。私は民生委員やっているのですが、障害のある方など支援の必要性の高い方を優先するとか、安否確認とは逆方向の情報伝達方法などが必要なのではないかと感じております。

大塚会長： 今おっしゃった指標としての満足度、あるいは充足度というのは、すべて一遍には入れるこ

とはできませんけれども、そのような考え方をどこで取り入れられるかということをし少し長期的な観点から。例えば、計画を作るためにアンケートをとります。アンケートは色々なサービスについてのある意味の満足度を一部聞いているということなので、それをどのように活かせるかということも1つ案かもしれません。充足度は既定の中でどれだけ満たされているかというところで、これも可能かもしれません。あるいは防災のことについても、少し文言も含めてそれぞれのいろいろな、民生委員など参加する方も防災に取り組んでいるということなので、障害分野から見て防災の事柄をどのように国分寺市で支援の体制を作っていくかということを含めて計画に活かせるところは活かしていただければと思います。検討をお願いします。他にはいかがでしょうか。

大谷委員：先ほどお話の中で、国が成果目標を決めているとおっしゃいましたが、一国民として思うのですが、なぜ国が定めた成果目標を市が行うのですか。これは一国民として言っているのです。国に対しての意見です。なぜ市からの声を聞かないのかってことを僕は国に対して思います。意見です。

大塚会長：国に対する意見としてお聞きします。

阿部委員：自立支援協議会の説明をいただきました。相談支援に対しての改善、ICT化、重度の方への対応、この3点出てきました。そうだろうなと本当にそう思います。障害児支援のところとかは児童発達支援の利用児童数を何年何人と数字を出しているけど、相談支援のところになると数字が全く出ていない。これは人数が多いからですね。「引き続き令和8年度末までに基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の充実を図ります」というのは何言っているのかよくわかりません。相談支援そのものをどうしていくかということをししっかり考えていかなければいけない。8年までの間に基幹相談支援センターが相談支援体制の強化を図る体制を作ったからって物事がそれで解決するわけではないのですよ。やっぱりそこは実際の数値を踏まえて、相談を受けたいけれど、受けられない人たちが実際どれだけののか。そこをししっかり出してほしい。国分寺市は今セルフプランの比率はどれくらいのですか。

事務局：セルフプランの方の割合については、令和4年度末時点の数字になりますが、障害者の方については大体5パーセント弱くらいです。障害児の方については20パーセント弱くらいが今セルフプランとなっております。

阿部委員：国分寺市は、一昔前はセルフプランがほぼないということで、他市に誇っていたところでもあると思うのですが、障害児が増えてきているのは恐らく放課後等デイサービスが増えたことにより、追いつけていない状態になっていると思います。状況が変わってきている中で、5パーセントというのが多い数字であるとわかりましたし、子どもの20パーセントは多いのかな。親御さんがどうしたらよいかわからない中で、相談支援が受けられていないということはすごく困った状況だと思います。お金もかかってしまうけれども、やっぱりなんとか踏ん張らなければいけないところだと思います。もちろん根幹には国の給付金の制度があるわけだからなかなか一市でやるのは難しいかもしれないけれども、やりようはあるはずだと思います。話が変わりますが障害者センターの相談支援専門員一人当たり今何人受けていますか。

小堺委員：一人当たりというところで、70人弱というところですか。

阿部委員： 本当は相談にきて受けないといけない人がいるのに、できなくて歯がゆい思いもあるというところが放置されてしまって、ただ単に表面的に何事業所できたとか、相談支援専門員が何人いるとかで総合評価はAとか、そういうことで片づけてもらいたくないです。

大塚会長： 阿部委員ありがとうございました。そろそろ。

阿部委員： ここは、話させてください。本当に重要なところだと思っていますので。それからもう1つ、重度の方に関しても、5人移すと言っても入所施設からただ移せばいいってものでもない。グループホームの数はかなり増えましたけども、重度の方や行動障害がある人たちを受け入れる体制がないんです。親御さんたちはとても苦労しています。これは、確実に次の8050問題につながります。今手を打たないとまずいと思います。重度の方に関して言えば国分寺市は数人だと思います。指定管理である障害者センターを活用し、重度の方の対応ができるようなグループホームを支援するとか。計画の中に織り込んでもらいたい。相談支援の問題と重度の人の地域生活の問題。これを解決するために動いていく第一歩を次の計画を位置付けてもらいたいなという風に思います。

大塚会長： はい。ありがとうございます。ほかに、増田委員とか下村委員、それから藤田委員もしご意見があればどうぞ。増田委員どうぞ。

増田委員： 皆さんと違う視点なのですが、この中で、成年後見制度の利用についてあまり触れられていなくて、さらりのご説明をいただいているようなのですが、やっぱり今施設とか病院から在宅へという流れの中で、そういった方々を支援していくという観点から見れば、ご本人の意思の決定を支援していく観点から、この制度の利用を促進していくという観点が必要なのではないかと思うので、一行でも良いので施策にとって必要なのだということを入れていただければいいなと思いました。

大塚会長： ありがとうございます。そのような文言が必要かなと思います。ありがとうございます。それでは、大谷委員どうぞ。

大谷委員： これは委員さん皆さんに言いたいことなのですが、我々は一国民です。これを市に言うんですか。国が成果目標を定めているんですよ。今日は質問を重ねましたけど、肝心なことは、市の声は国に届かないんだということを感じました。これは国に意識して言わないといけないんですよ。そうじゃないと市の仕事が増えるだけです。

大塚会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。下村委員どうぞ。

下村委員： 12ページの重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所のサービスを維持することを目標としますとあるのですが、この維持というのは、今後も増やすという風に考えるのか、サービスを充実するというお考えなのか、今後の計画はあるのかというところをお伺い出来たらと思います。

大塚会長： ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局： まずは令和6年度の児童発達支援センターを設置することを、第一の目標として進めていきたいというところがございます。

大塚会長： ほかにいかがでしょうか。藤田委員どうぞ。

藤田委員： 地域での生活が大きいなポイントだと思うので、これからいい方向で行けばいいなと思うのと、障害者雇用率も民間と公共機関で違いがありますが、今年度から随時上がっているとい

うことで、民間のほうは2.7パーセントまでもっていく、公共機関は3パーセント。国分寺市も障害者雇用について積極的に推進していくことによって、今の地域生活がもっともっと深められるとよいと思います。

大塚会長： ありがとうございます。それではよろしいですか。阿部委員あと5分くらいなので短めに。

阿部委員： 今お話に出たように児童発達支援センターを作るというのはこれはいいと思います。民営化自体に対し一概に反対するものでもありません。ただ今回の民間による児童発達支援センター設置に関しては、計画相談のところを外出しするというのがはじまりなのです。なぜ外しするのかというと、要するに今のつくしんぼで回らなくなっているからです。相談支援に対するの改善を考えなければいけないのに、それをしないで民営化ありきで検討を進めている。そんなことをやったってしょうがないですよ。ちょっと考えてもらいたいなと思っています。

大塚会長： ありがとうございます。それではこれはまた次回も検討していくということなので、ご意見のある方は次回またお伝えいただきまして、それに待てないという方は事務局に色々なご意見を送っていただきたいと思います。それではこれで令和5年度の第2回国分寺市障害者施策推進協議会を終わります。残りは次回の開催スケジュール等について事務局より説明をよろしく願いいたします。

事務局： 今後の、本協議会の開催スケジュールについて、ご案内させていただきます。次回協議会は、8月10日（木）午後6時から国分寺市役所第1庁舎3階第1・2委員会室での開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

大塚会長： どうもありがとうございました。時間通り皆様のご協力で終わりましたので、次回もまた活発なご意見をお願いいたします。どうも今日はありがとうございました。ご苦労様でした。

——了——